

安曇野市告示第 375 号

安曇野市入札心得を次のように定める。

平成 27 年 12 月 16 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

安曇野市入札心得

(趣旨)

第 1 条 この規程は、競争入札及び随意契約（以下「入札等」という。）における公正を確保するため、安曇野市財務規則（平成 17 年安曇野市規則第 39 号）に定めるもののなか、これらに参加する者が遵守すべき事項その他必要な事項を定めるものとする。

(心得)

第 2 条 競争入札に参加しようとする者及び随意契約による見積相手方（以下「入札参加者」という。）は、別に備える設計図書、建設工事請負契約書（案）又は委託契約書（案）、この入札心得、現場等を熟覧し、承諾した上で入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）を提出しなければならない。

(入札参加者の資格)

第 3 条 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する場合は入札に参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格審査の再認定を受けた者を除く。）
- (3) 同一案件における入札参加者が、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び第 4 号に規定する親会社と子会社の関係にある者又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある者
- (4) 安曇野市建設工事入札制度合理化対策要綱（平成 17 年安曇野市訓令第 43 号）第 3 条の規定に該当する者
- (5) 市税を滞納している者

2 入札参加者は、入札等の公告又は指名を受けた日から当該入札等が執行される日（以下「入札日」という。）までの間に、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該入札に参加できない。

- (1) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、談合、贈賄、競売入札妨害等の不正行為により逮捕又は公訴の提起をされたとき。
- (2) 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条及び第 7 条の 2 の規定による排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。

(入札保証金の納付)

第 4 条 入札参加者は、入札執行前に見積もった総額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に、市を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保証保険契約書を総務部長に提出して確認を得たとき。
- (2) 入札参加者が過去 2 年間に、国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契

約を2回以上誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと市長が認めたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと市長が認めたとき。

2 落札者が契約を締結しないときは、前項ただし書の規定により納めないこととした金額に相当する金額を納付しなければならない。

(入札の方法)

第5条 入札参加者は、別に定める入札書等に所要事項を記入の上、これを入札日時までに入札場所に差し出さなければならない。

2 入札は、事業の総額について見積もらなければならない。ただし、入札書等に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の108分の100に相当する金額を記載し、かつ、箇所ごとに作成しなければならない。

3 入札書等は、書留郵便で差し出すこと（以下「郵便による入札」という。）ができる。この場合封筒の表面に当該入札案件名を明記しなければならない。ただし、郵便による入札の場合、当該入札の入札回数の条件にかかわらず、入札できる回数は1回とする。

4 前項の入札書等が所定の入札日時までに到着しないときは、当該入札はなかったものとする。

5 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、入札執行前に委任状を市長に提出して確認を受けなければならない。

6 入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

7 一度提出した入札書等は、書替え、引換え又は撤回することはできない。

(工事（業務）費内訳書の提出)

第6条 入札参加者は、予定価格の事前公表を行う工事等においては、入札に際し、当該工事等に係る工事（業務）費内訳書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、建設工事の入札等においては、入札に際し、当該建設工事に係る工事費内訳書を提出しなければならない。

(公正な入札の確保)

第7条 入札参加者は、独占禁止法に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の辞退)

第8条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前には、入札辞退届（別記様式）を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書等を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の取りやめ等)

第9条 入札参加者が協定し、又は不穏の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、市長は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札書等は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札した入札書等
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書等
- (3) 入札参加者が協定して入札した入札書等
- (4) 金額を訂正し、訂正印のない入札書等
- (5) 記名及び押印のない入札書等
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書等
- (7) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書等

(開札)

第11条 開札は、入札場所において、入札終了後直ちに、入札参加者立会いにより行うものとする。

(落札者及び落札価格の決定)

第12条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者の入札価格が次の各号のいずれかに該当する場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- (1) 最低制限価格を設けてある場合に、入札価格が最低制限価格未満であるとき。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
- (3) 落札者となるべき者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき。

2 前項第2号又は第3号に該当する入札を行った者は、市長の行う調査に協力しなければならない。

3 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

4 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

5 落札価格の決定に当たっては、入札書等に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数のあるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

(再度入札)

第13条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに当初の入札をした者のうち現に開札場所にとどまっている者により再度の入札を行うことができる。ただし、予定価格の事前公表を行う工事等の入札については、再度の入札は行わない。

2 電子入札を執行した場合においては、当該入札の公告による手続きにより再度の入札を執行するものとする。

(落札決定の取消し)

第14条 落札決定の後、当該入札の入札公告及び設計図書等の関係書類又は入札手続きに不備があり、当該入札の落札者と契約を締結することが公正な競争の確保に影響を与えると認められるときは、当該落札決定を取消することができる。

2 前項の場合において、当該入札を改めて執行する場合には、当該入札における入札参加資格者要件を変更してはならない。ただし、一般競争入札においては、安曇野市建設工事入札制度合理化対策要綱第6条に基づく等級別発注標準の運用において、当該入札の入札参加資格者を定めることとする。

(入札保証金の処理)

第15条 入札保証金は、落札者が決定したとき直ちに、還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えるものとする。

(契約保証金の納付)

第16条 発注者が落札者に金銭的保証を求める場合は、落札者は、契約の締結と同時に次に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市長に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。

(1) 契約額が100万円未満であり、かつ、契約人が契約を確実に履行するものと市長が認めたとき。

(2) 契約額が100万円以上500万円未満の工事で、落札者が過去2年間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が当該契約を確実に履行するものと市長が認めたとき。

3 契約人が履行しないときは、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

4 第1項の規定により、落札者が同項第2号及び第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号及び第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

第17条 発注者が落札者に役務的保証を求める場合は、落札者は、契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（かし担保特約を付したものに限り。）を付さなければならない。

2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。

3 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、市長は保証金額の増額を請求することができ、契約人は保証金額の減額を請求することができる。

(契約の締結)

第18条 落札者は、落札決定後5日以内に契約を締結しなければならない。ただし、予定価格が1億5千万円以上の工事については、仮契約とする。

2 前項ただし書の工事については、安曇野市議会の議決を経た後に本契約を締結するものとする。

3 落札者は、契約の締結に当たって、消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を市長に提出しなければならない。ただし、届出書が既に提出されているため、必要がないと市長が認めたときは、この限りでない。

4 契約に要する経費は契約人の負担とする。

(工事等の着手)

第19条 契約人は、契約（本契約）締結後10日以内に、工事等に着手しなければならない。

(技術者の配置等)

第 20 条 契約人は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する技術者又は別に定める要件を満たす技術者を、配置しなければならない。

2 契約人は、契約した工事に係る下請代金の額が建設業法第 3 条第 1 項第 2 号の政令で定める金額以上となる工事については、その下請けの状況を文書で事業課長に報告しなければならない。

附 則

この告示は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。